公益財団法人　群馬県建設技術センター

現金取得者向け新築対象住宅証明書の発行業務適合審査料金要領

（目　的）

第１条　この要領は、公益財団法人　群馬県建設技術センター現金取得者向け新築対象住宅証明書の発行業務要領（Ⅳ．その他　１．料金について）に基づき、公益財団法人群馬県建設技術センター（以下「当センター」という。）が現金取得者向け新築対象住宅の基準の適合審査（以下「適合審査」という。）を行うにあたり、必要な料金を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要領で使用する用語は、公益財団法人　群馬県建設技術センター現金取得者向け新築対象住宅証明書の発行業務要領で使用する用語の例による。

（適合審査料金の額）

第３条　適合審査料金の額は、証明申請一件につき、次の表に掲げるとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 基　　準 | | 料　　金 |
| 省エネルギー性 | 断熱等性能等級４ | | 【戸建住宅】　２２，０００円  【共同住宅等】２２，０００円/戸 |
| 一次エネルギー消費量等級４以上 | | 【戸建住宅】　３３，０００円  【共同住宅等】３３，０００円/戸 |
| 耐久性・可変性 | 劣化対策等級３及び  維持管理対策等級２以上 | | 【戸建住宅】　２２，０００円  【共同住宅等】２２，０００円/戸 |
| バリアフリー性 | 高齢者等配慮対策等級３以上 | | 【戸建住宅】　２２，０００円  【共同住宅等】２２，０００円/戸 |
| 耐震性 | 耐震等級２以上 | | 【戸建住宅】　３３，０００円  【共同住宅等】※棟あたりの料金 |
| 免震建築物 | |
| 公益財団法人群馬県建設技術センター現金取得者向け新築対象住宅証明書の発行業務要領Ⅲ．１．１）③における評価書等が添付されている場合で、基準の審査に必要な事項が明示された図書を省略できる場合。 | | 項目、基準に係わらず  【戸建住宅】　　３，３００円  【共同住宅等】　３，３００円/戸 | |
| ※ 棟あたりの料金は、公益財団法人群馬県建設技術センター評価業務規程別表第２に掲げる共同住宅等に関する各床面積に応じた評価料金のうち戸数加算を行わない料金の１／２の料金とする。 | | | |
| 変更申請の場合は、上表の各料金の額の半額とする。 | | | |

（証明書の再発行に係る料金の額）

第４条　証明書の再発行（審査を有しないものに限る。）に係る料金の額は、証明申請一件につき、２，２００円とする。

　附　　　則

　この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

　この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

この要領は、令和３年４月１日から施行する。